

議案第16号

沖縄県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の増加及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成29年2月1日から沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城間俊安

(提案理由)

沖縄県介護保険広域連合に西原町を加入させること及び同広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により本案を提出する。



沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約(平成14年沖縄県指令企第363号-396号)の一部を次のとおり変更する。

第7条中「28人」を「29人」に改める。

別表第1中

「
本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町
八重瀬町
」を

「
本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、与那原町、南風原町、久米島町
、八重瀬町、西原町
」に

改める。

別表第2中

オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関すること。
キ その他介護保険制度の施行に関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関すること。

オ 保険料の賦課及び徴収に関する事務	・納付通知書及び納入告知書の再発行に係る交付に関すること。
--------------------	-------------------------------

カ 地域支援事業 に関する事務	・地域支援事業の実施に関すること。(ただし、広域 連合による実施により事業効果が発揮できると認め られる事業を除く。)
キ その他介護保 険制度の施行に 関する事務	・介護保険事業に係る相談及び受付に関すること。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び別表第1の変更規定は平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、西原町について、第4条の広域連合の処理する事務及び第17条の広域連合の経費の支弁の方法については、平成29年4月1日から適用する。

(準備行為)

- 3 広域連合は、第1項ただし書きに規定する施行の日前においても、西原町の加入に向けて必要となる準備行為をすることができる。
- 4 西原町加入により生じる費用負担等、その他必要な事項については、西原町と協議の上、別に定める。